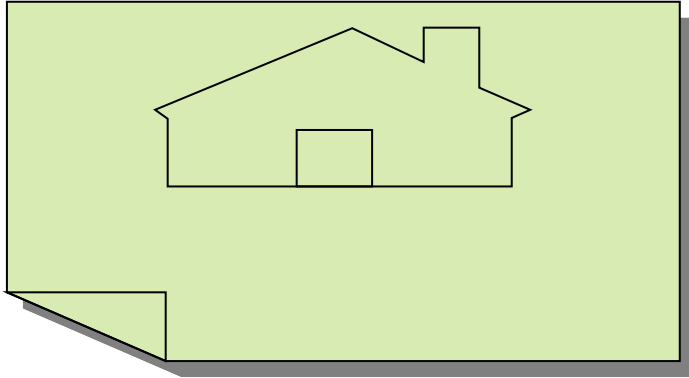


木造住宅耐震改修工事費助成（補助）制度を利用されるみなさまへ

○東濃5市共通

木造住宅耐震改修工事費助成（補助）制度利用マニュアル



多治見市
土岐市
瑞浪市
恵那市
中津川市

平成19年3月9日決定
平成22年5月11日改正
平成23年4月14日改正
平成24年4月6日改正
平成25年6月27日改正
平成26年4月30日改正
平成30年4月2日改正

令和2年4月1日改正

このマニュアルは、東濃5市（多治見市、土岐市、瑞浪市、恵那市、中津川市）において「木造住宅耐震改修工事費助成（補助）制度」を利用される方に対し、助成（補助）を受けるために必要な手続きや助成（補助）の条件等についてまとめたものです。ただし、各市において必要な書類等若干の違いがあるため、詳細は各市担当課にお問い合わせください。

問い合わせ先

・多治見市役所開発指導課

〒507-8703 多治見市日ノ出町2-15 TEL0572-22-1111

<http://www.city.tajimi.lg.jp/kurashi/kaihatsu/taishinka/>

・土岐市役所都市計画課

〒509-5192 土岐市土岐津町土岐口2101 TEL0572-54-1111

<http://www.city.toki.lg.jp/wcore/hp/page000006100/hpg000006005.htm>

・瑞浪市役所都市計画課

〒509-6195 瑞浪市上平町1-1 TEL0572-68-2111

<http://www.city.mizunami.gifu.jp/>

・恵那市役所都市住宅課

〒509-7292 恵那市長島町正家1-1-1 TEL0573-26-2111

・中津川市役所都市建築課

〒508-8501 中津川市かやの木町2-1 TEL0573-66-1111

<http://www.city.nakatsugawa.gifu.jp/hp/menu000006400/hpg000006369.htm>



目 次

●木造住宅耐震改修工事費助成（補助）制度の概要 P 3

1. 助成（補助）制度の内容 P 3
2. 助成（補助）対象となる木造住宅 P 3
3. 助成（補助）対象となる耐震改修工事 P 3
4. 助成（補助）対象となる方 P 3
5. 助成（補助）を受けるために必要な手続き P 3

●必要書類等 P 4～P 7

1. 事前審査時に必要な提出書類 P 4～P 5
2. 事前審査時に必要な提出図面 P 5
3. 事前審査時に提出する図面に明示すべき事項 P 6
4. 完了報告時に必要な提出書類 P 7

●こんなときはどうすればいいの？ ～ Q&A集 ～ P 8～P 12

●固定資産税及び所得税について P 13

1. 固定資産税について P 13
2. 所得税について P 13

●附 録 P 14～P 26

●木造住宅耐震改修工事費助成（補助）制度の概要

1. 助成（補助）制度の内容

この制度は、木造住宅の耐震性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めるために、建築してから一定の期間を過ぎた木造住宅について、その所有者が耐震改修工事を実施する際に、各市が耐震改修工事に要する費用の一部を助成（補助）するものです。

2. 助成（補助）対象となる木造住宅

次の各号全てに該当する木造住宅が助成（補助）の対象となります。

- （１）昭和 56 年 5 月 31 日以前に建設された木造住宅
- （２）一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）」（2012 年改訂版含む、以下同じ）に定める診断法に基づき実施した耐震診断の建物評点が 1.0 未満とされた木造住宅
- （３）助成（補助）制度を利用しようとする市の要綱で定める木造住宅 → ※
- （４）昭和 56 年 6 月 1 日以降に増築・改築された部分のある建物は、対象となる既存部分が木造で住宅居室を含んでいる場合（ただし、昭和 56 年 6 月 1 日以降の増築等により構造耐力上の危険性が著しく増大していないものに限る。）については、既存部分のみ補助の対象とする。なお、増築等の部分の構造が非木造であっても可とする。

3. 助成（補助）対象となる耐震改修工事

次の各号全てに該当する耐震改修工事が助成（補助）の対象となります。

- （１）一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）」又は助成（補助）制度を利用しようとする市の要綱で定める方法に基づく耐震改修後の建物評点が 1.0 以上となる耐震改修工事 → ※
- （２）第 1 号に定める以外に、改修前の建物評点が 0.7 未満で耐震改修後の建物評点が 0.7 以上となる耐震改修工事（以降段階改修と言う）。ただし、改修工事に併せて転倒の恐れのある家具などの転倒防止対策を実施すること
- （３）一般財団法人日本建築防災協会又は一般社団法人岐阜県建築士事務所協会が主催する「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）」に関する講習を受講し修了証の交付を受けている岐阜県木造住宅耐震相談士が設計及び工事監理を実施するもの
- （４）助成（補助）制度を利用しようとする市の要綱で定める耐震改修工事 → ※

4. 助成（補助）対象となる方

助成（補助）制度を利用しようとする市の要綱で定める方が助成の対象となります。 → ※

5. 助成（補助）をうけるために必要な手続き

助成（補助）制度を利用しようとする市の要綱で定める手続き方法に従ってください。 → ※

注：※印がついている部分についての詳細は、助成（補助）制度を利用しようとする市の担当課に問い合わせてください。

●必要書類等

1. 事前審査時に必要な提出書類

耐震改修工事实施前に、次の各号に掲げる書類を提出してください。

- ◎（１）助成（補助）制度を利用しようとする市の要綱で定める書類 → 表－１参照 ※
- ◎（２）助成（補助）制度を利用しようとする市が求める書類 → 表－１参照 ※
- ◎（３）岐阜県が行う他の助成金、資金貸付及び利子補給等を受けてない旨の誓約書（附録記載様式使用）
- ◎（４）岐阜県木造住宅耐震相談士によって設計・工事監理がされることがわかる書類（例：業務委託契約書の写し、注文請書の写し、建築士法第 24 条の 8 の規定による書面 etc）
- ◎（５）耐震改修前後の建物評点を確認できる計算書 → ※
 - ・耐震診断時に作成した計算書の写し
 - ・一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）」に基づいて作成した耐震改修後の建物評点を確認できる計算書（精密診断法による計算に限る。ただし、詳細については、各市担当課へ確認してください。）
- △（６）耐震改修後の建物評点が 0.7 以上 1.0 未満の改修工事を行う場合に必要な書類 → ※
 - ・家具の転倒防止対策に関する実施計画説明書（P 2 2 参考ひな形）
- ◎（７）工事費見積書の写し（当該耐震改修工事の設計・監理を行う岐阜県木造住宅耐震相談士の記名・捺印入りのもの。）
- ◎（８）工事費内訳書の写し（当該耐震改修工事の設計・監理を行う岐阜県木造住宅耐震相談士の記名・捺印入りとし、助成の対象となる部分とならない部分を明確にわかるようにしたもの。助成の対象となる部分の工事費内訳書と対象とならない部分の内訳書を別々に作成してあることが望ましい。）
- △（９）一般財団法人日本建築防災協会または一般社団法人岐阜県建築設計事務所協会が主催する講習を受講した旨の修了証
- ◎（１０）使用する金物のカタログ写し（建築基準法の規定による認定または建築基準法の規定と同等以上の効力を有することが、公的機関等のホームページで照合可能なものとする。）
- △（１１）構造耐力、壁倍率等に係わる建材、金物、工法等特殊なものを使用する場合は、カタログ写し及び公的認証機関の認定証等の写し（公的機関等のホームページで認証・認定番号や認証条件等の照合が可能なものとする。）
- △（１２）住宅の所有者がわかる書類（相続や売買等により、耐震診断実施時と所有者が異なる場合に限る。）

表－１

	多治見市	土岐市	瑞浪市	恵那市	中津川市
必要な書類	・建築物耐震化促進事業補助金交付申請書（様式第１号） ・耐震改修工事実施計画書（様式第４号） ・様式第４号第２面添付資料に記載されている必要資料	・補助金等交付申請書 ・収支予算書 ・耐震補強工事業計画書 ・依頼を予定する相談士の登録証の写し ・建築時期がわかる書類 ・市税完納証明書又は市税を滞納していない証明書	・耐震改修工事実施計画書（様式第２号） ・耐震診断結果報告書の写し ・設計・工事監理を実施する岐阜県木造住宅耐震相談士の登録証の写し	・木造住宅耐震改修工事費補助金交付申請書（様式第３号） ・様式第３号に記載の添付書類 ※様式第３号は恵那市ホームページでダウンロードできます。	・耐震補強工事費補助金交付申請書（様式２－１） ・耐震補強工事実施計画書（様式２－２） ・納税証明書（完納証明書） ・耐震診断結果報告書の写し（１～３頁）

注１：※印がついている部分についての詳細は、助成（補助）制度を利用しようとする市の担当課に問い合わせてください。

注２：◎印のついているものは必ず必要なもの、△印のついているものは改修工事の内容によっては必要となるものです。

２．事前審査時に必要な提出図面

耐震改修工事実施前に、次の各号に掲げる図面を提出してください。

- ◎（１）**案内図**
- ◎（２）**平面図**（現況及び耐震改修後）
- △（３）**立面図**（現況及び耐震改修後。外観部分も工事を行う場合に限り必要な提出図面とする。）
- △（４）**仕上表**（現況及び耐震改修後。ただし、現況平面図並びに耐震改修後平面図に仕上りを明示する場合はこの限りでない。）
- ◎（５）**改修工事を行う部分の構造詳細図**（耐震改修工事を行う部分について、工事内容ごとに作成する。）
- ◎（６）**N値計算書**（耐震改修後。使用する金物等も併せて明示する。）
- △（７）**その他必要な図面** → ※

注１：※印がついている部分についての詳細は、助成（補助）制度を利用しようとする市の担当課に問い合わせてください。

注２：◎印のついているものは必ず必要なもの、△印のついているものは改修工事の内容等によっては必要となるものです。

3. 事前審査時に提出する図面に明示すべき事項

事前審査時に提出する図面には、次の各号に掲げる事項を明示してください。図面の縮尺は 1/100 または 1/50（構造詳細図は 1/50 または 1/30）とし、全ての図面には、当該耐震改修工事の設計・監理を行う岐阜県木造住宅耐震相談士自身の設計事務所名並びに氏名を明記し、併せて捺印してください。（案内図については縮尺は問いません。わかりやすい大きさのものとしていただければ結構です。）

（１）現況平面図

方位、縮尺、通り名、寸法、構造壁の位置、筋交いの位置と部材寸法、壁基準耐力、各壁の有効長さ、剛心と重心の位置、金物の有無、内訳書に明記する工事内容及び施工箇所（例：改修工事を行うのに必要な部分解体工事等の内容を明示）、耐震診断で壁量計算していた壁をブルーマーカー塗り、筋交いはシングルかダブルかを凡例記号で明示、工事写真（施工前写真）撮影予定位置（例：①→、②→）、耐震診断時に劣化点数に計上した劣化の原因となる項目

（２）耐震改修後平面図

方位、縮尺、通り名、寸法、構造壁の位置、筋交いの位置と部材寸法、壁基準耐力、各壁の有効長さ、改修を行う（新設する）壁の壁基準耐力及び仕様、内訳書に明記する工事内容及び施工箇所並びに必要と認める事項、改修または新設する部分はピンクマーカー塗り、筋交いはシングルかダブルかを凡例記号で明示、工事写真（施工中写真及び施工後写真）撮影予定位置（例：①→、②→）

（３）現況立面図

縮尺、寸法、構造壁の位置、仕上の種別、内訳書に明記する工事内容（例：改修工事を行うのに必要な部分解体工事等の内容を明示）、耐震診断時に劣化点数に計上した劣化の原因となる項目

（４）耐震改修後立面図

縮尺、寸法、構造壁の位置、仕上の種別、内訳書に明記する工事内容及び施工箇所並びに必要と認める事項、改修または新設する部分はピンクマーカー塗り

（５）改修工事を行う部分の構造詳細図

縮尺、寸法、使用する金物等の位置、厚さ、形状、認定等の番号、打ち込む鉄丸くぎやスクリークぎ等の長さ及び本数または締め込むボルトの径及び本数

（６）N値計算書

耐震改修後のN値計算結果を明示。併せて、金物等の種別を記載し、N値計算結果と使用する金物等の間に整合性があることを明示

※事前審査終了後に改修工事着工となります。改修工事中に、やむを得ず事

前審査時と工事内容等を変更する必要がある場合は、早急に各市担当課

と対応について協議してください。

4. 完了報告時に必要な提出書類

耐震改修工事完了後に、次の各号に掲げる書類を提出してください。

- (1) 助成制度を利用しようとする市の要綱で定める書類 → 表－2 参照 ※
- (2) 工事写真（A 4 版 事前審査時に提出した現況及び耐震改修後平面図に明示した工事写真撮影予定個所の番号と対比できるものとする。）
- (3) 現況平面図及び耐震改修後平面図（写真整理専用のもの。）
- (4) 助成制度を利用しようとする市が求める書類 → 表－2 参照 ※

表－2

	多治見市	土岐市	瑞浪市	恵那市	中津川市
必要な書類	・耐震改修工事完了実績報告書（様式第 13 号） ・様式第 13 号第 2 面添付資料に記載されている必要資料	・補助事業等実績報告書 ・収支決算書 ・完了報告書 ・領収書の写し	・耐震改修工事完了報告書（様式第 8 号） ・診断結果報告書の写し（診断報告書の部分のみで可） ・請求内訳書及び領収書の写し ・耐震改修工事費補助金交付申請書（様式 9 号）	・木造住宅耐震改修工事完了報告書（様式第 28 号） ・様式第 28 号に記載の添付書類 ※様式第 28 号は恵那市ホームページでダウンロードできます。	・耐震補強工事完了報告書（様式 2－6） ・領収書の写し（補助対象分に限る。） ・耐震補強後の建物評点を確認できる計算書（精密診断法による計算書）

注 1：※印がついている部分についての詳細は、助成（補助）制度を利用しようとする市の担当課に問い合わせてください。

こんな時はどうすればいいの？



**木造住宅耐震改修工事助成（補助）制度を利用しようとなさる方から、よく
いただくご質問等について、Q&A方式
でお答えしていきます。**

申請前によくある質問

Q 1：各市が行っている無料耐震診断事業を受けていませんが、助成（補助）制度を使って耐震改修工事を行うことができますか？

A 1：まずは、無料耐震診断事業を実施し、その結果も踏まえて改修計画に推移していただきたいです。詳細については、各市担当課へ確認してください。

Q 2：助成（補助）対象となる経費とはどんなものですか？

A 2：一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）」又は助成（補助）制度を利用しようとする市の要綱で定める方法に基づき建物評点を 1.0 以上（一部 0.7 以上）とする耐震改修工事にかかる費用のうち、評点を上げるのに直接効果のある工事にかかる費用とこれに付随する工事の費用、及び耐震改修工事に係る設計・工事監理費用のことをいいます。

なお、直接的に評点を上げることに結びつかない工事であっても、耐震改修に有効であると判断できるもの（例：ホールダウン金物の新設等）については、当該耐震改修工事の設計・監理を行う岐阜県木造住宅耐震相談士の証明書（書式任意）を提出していただくことで、助成対象経費に含めることができます。（こういったケースに該当する場合は、各市の担当者と事前に協議してください。）

※ 昭和 56 年 6 月 1 日以降に増築・改築された部分のある建物は、対象となる既存部分が木造で住宅居室を含んでいる場合（ただし、昭和 56 年 6 月 1 日以降の増築等により構造耐力上の危険性が著しく増大していないものに限る。）については、既存部分のみ補助の対象とします。なお、増築等の部分の構造が非木造であっても可とします。

Q 3：評点を上げるのに直接効果のある工事に付随する工事とは、具体的にはどういったものですか？

A 3：評点を上げる工事を行うために、部分的に解体等の工事をしなければならない個所が発生することが考えられます。こういった工事を付随する工事といいますが、具体的には次に掲げる事項が付随する工事に該当します。

（１）耐力壁の新設および改修工事を施工する場合

- ①当該壁から 91 cm 以内の外壁の撤去及び復旧工事
- ②当該壁から 91 cm 以内の内壁の撤去及び復旧工事
- ③当該壁から 91 cm 以内の天井および床の撤去並びに復旧工事

（２）耐力壁の新設および改修工事に伴う建具の取り替え工事

（３）耐力壁の新設および改修工事に伴う配管および配線の切り回し工事並びに既存の住宅設備（キッチンセット、洗面化粧台、便器、浴槽、空調機、その他必要と認められるもの。）の取り外しおよび再取付け工事

（４）労働安全衛生に伴う仮設工事

（５）仮設足場、仮設間仕切、防塵シート等設置工事

（６）その他必要と認められる工事

Q 4 : 評点を上げるのに直接効果のある工事に付随する工事の費用に認められないものとは、具体的にはどういった費用ですか？

A 4 : Q 3 の回答に該当しない工事等にかかる費用は、付随する工事の費用とは認められません。具体的には次に該当する費用となります。

- (1) 各市が実施する他の補助事業の補助を受ける費用
- (2) 耐震改修工事に付随しない模様替え等の改装費及び設備工事費
- (3) 明らかに耐震改修工事とは関係無いと認められる仮設工事に要する費用
- (4) 耐震改修工事中の仮住まい、引っ越し等に伴う費用
- (5) 家具等の購入に要する費用
- (6) 外構工事に要する費用
- (7) その他、評点を上げる工事にかかる費用として適切でないと認める費用

Q 5 : 屋根を軽量化するのは耐震上有効であると聞いたことがあります。例えば、瓦をカラーベストに葺き替えたりした場合、助成（補助）の対象になるのでしょうか？

A 5 : 屋根を軽量化した材料のものに葺き替えることは耐震上有効です。したがって、軽量化（屋根の葺き替え工事のみを行う場合を含む）により評点が 1.0 以上に上がる場合は助成（補助）の対象となります。ただ、耐震改修工事は、壁量と基礎を中心に行うものであるため、屋根の葺き替え工事のみを行う場合は事前に各市の担当者に相談して下さい。

又、段階改修（評点 0.7）については、建物の倒壊の可能性が残りますので、屋根の葺き替え工事のみを行う場合は助成（補助）の対象になりません。ただし、屋根の葺き替え工事にかかる費用の占める割合が全体の助成（補助）対象工事費の 3 分の 1 を超えない場合については、付随する工事の費用として助成（補助）の対象となります。また、屋根葺き替え工事にかかる費用の占める割合が助成（補助）対象工事費の 3 分の 1 を超えている場合は、屋根葺き替え工事にかかる費用を除く費用に耐震改修工事費の 2 分の 1 を限度に助成（補助）対象工事費に含むことができます。以下に例を示しますので参考にしてください。

- ① 耐震改修（段階改修）工事にかかった費用が 120 万円の場合（1/3 を超えない場合）

内訳：屋根葺き替えに 40 万円、壁の増設に 80 万円かかった場合 → 120 万円全額助成の対象となります。

- ② 耐震改修（段階改修）工事にかかった費用が 120 万円の場合（1/3 を超える場合）

内訳：屋根葺き替えに 60 万円、壁の増設に 60 万円かかった場合 → 壁の増設にかかった 60 万円 + 屋根の葺き替えにかかった費用のうち 30 万円 = 90 万円が助成の対象となります。

Q 6 : 小屋裏に補強金具を取付ける工事を行った場合、助成（補助）の対象になるのでしょうか？

A 6 : 小屋裏に補強金具を取付ける工事のみをおこなった場合については助成（補助）の対象とはなりません。ただし、耐震改修工事にかかる工事費全体のうち、小屋裏に補強金具を取付ける工事にかかる費用の占める割合が 3 分の 1 を超えない場合については、付随する工事の費用として助成（補助）の対象となります。

Q 7：いろいろなメーカーで耐震補強に関する特殊工法が開発されています。これらを用いた耐震改修工事を実施した場合、助成（補助）の対象になるのでしょうか？

A 7：現在、さまざまな耐震改修工事に関する特殊工法がいろいろなメーカーで開発されています。優れた特殊工法がある一方で、効果に疑問があるような特殊工法があることも事実です。これらを用いた耐震改修工事を実施されることも当然あるかと思いますが、全ての特殊工法について助成の対象となるわけではありません。耐震改修支援センターとして指定されている団体（一般財団法人日本建築防災協会が代表的な団体です。今後指定される団体は増える可能性があります。）、及び、愛知建築地震災害軽減システム研究協議会による木造住宅耐震改修工法評価制度により評価がなされた新技術・新工法についてのみ助成（補助）の対象となることがあります。実施に対象となるかどうかは各市の補助要綱をご確認ください。

Q 8：家具の転倒防止対策に関する費用は、助成（補助）の対象になるのでしょうか？

A 8：建築物の耐震改修と異なるため、助成（補助）対象外となります。家具固定は、住宅の構造について知識があり、実際に作業を行える技術を持つ人間がやらないと期待する効果が出ない場合がほとんどです。そのため、改修工事と同時に業者の方に家具固定をしていただき、材料費を除いては、できるだけボランティア精神で実施していただくことを望みます。

工事中によくある質問

Q 9：工事写真はどのように撮影すれば良いですか？

A 9：撮影対象部分にスケールをあてるなどし、わかりやすい写真となるように努めてください。何の写真でこういった部分を示しているのか、また、こういった材料等で寸法等はどうなのかといったことを黒板等に明記したうえで、撮影対象部分と一緒に撮影すると、よりわかりやすい写真になるかと思います。

Q 10：工事写真はどこを撮影すれば良いですか？

A 10：次に掲げる個所を撮影してください。

- ① 耐震改修工事実施前及び実施後の建築物の全景（東西南北の各方向から撮影すること。）
- ② 耐震改修工事施工個所について、施工前、施工中、施工後の全景（施工個所ごとに撮影すること。）
- ③ 耐震改修工事の内訳書及び図面に明記されている工事内容がわかる写真（材料搬入時、施工中等の詳細等、②だけでは網羅できない部分を撮影すること。）

なお、同じ個所の写真は、施工前、施工中、施工後ともに同じアングルで撮影してください。また、使用した金具や部材は、種類ごとに名称、認定マーク等が入るように撮影してください。

完了報告時によくある質問

Q11：工事写真はどのように整理すれば良いですか？

A11：A4版台紙を用い、耐震改修工事施工箇所1箇所につき1ページ使用し、上段に施工前、中段に施工中、下段に施工後の写真を付け、各写真の右側には番号又は記号（事前審査時に提出した現況平面図及び耐震改修後平面図に明示した番号と整合させること。）を明記のうえ、どんな写真なのかわかるよう簡潔に説明を記述してください。なお、写真整理用に現況平面図及び耐震改修後平面図を用意し、写真の撮影位置を明示してください。（各写真に付けた番号又は記号と整合させること。）

なお、写真整理用台帳の雛型は別添のとおりですので参考にしてください。

Q12：市役所の職員は現場検査を行いますか？

A12：必要に応じて現場検査を行います。詳細は各市に問い合わせてください。

Q13：工事中の写真を撮影し忘れました。助成（補助）金はもらえますか？

A13：写真も含めて必要とされる書類、図面等が揃わない場合、または各市の要綱並びに本マニュアルに適合していないと認められる場合は、助成（補助）金交付は一切認めません。税金を投入して助成（補助）する以上、厳密な対応をさせていただきます。

●固定資産税及び所得税について

1. 固定資産税について

平成 18 年度の税制改正において、既存住宅の耐震改修をした場合の固定資産税減額措置制度が創設されました。

各市要綱及び本マニュアルに基づいて耐震改修後の建物評点が 1.0 以上となる耐震改修工事を実施した場合、この制度を利用することができます。

制度を利用するためには「住宅耐震改修証明書」が必要です。各市耐震改修工事助成制度担当課に申請していただければ発行いたします。（現場検査を受けることが必要です。）

なお、固定資産税減額措置制度の具体的内容や、措置を受けるために必要な手続き等については、**各市の固定資産税担当課**にお問い合わせください。

2. 所得税について

平成 18 年度の税制改正において、既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額特別控除制度が創設されました。

各市要綱及び本マニュアルに基づいて耐震改修後の建物評点が 1.0 以上となる耐震改修工事を実施した場合、この制度を利用することができます。

制度を利用するためには「住宅耐震改修証明書」が必要です。各市耐震改修工事助成制度担当課に申請していただければ発行いたします。（現場検査を受けることが必要です。）

なお、所得税額特別控除制度の具体的内容や、特別控除を受けるために必要な手続き等については、**税務署**にお問い合わせください。

●附 録

1. 工事写真整理台紙 参考ひな形 P 1 5 ～ P 2 1
2. 家具転倒防止対策に関する実施計画説明書 P 2 2
3. 岐阜県が行う他の助成金、資金貸付及び利子補給等受けていない旨の誓約書様式 P 2 3
4. 住宅耐震改修証明書申請様式 P 2 4 ～ P 2 6

耐震改修工事写真

依頼者・報告者

工事監理者（木造住宅耐震相談士）

氏 名 印

登録番号

建物全景写真についての写真整理用台帳ひな形（着手前）

写真欄	建物 東面 着手前
写真欄	建物 南面 着手前
写真欄	建物 西面 着手前
写真欄	建物 北面 着手前

○完成時も同じアングルで撮影すること

建物全景写真についての写真整理用台帳ひな形（完成時）

写真欄	建物 東面 完成時
写真欄	建物 南面 完成時
写真欄	建物 西面 完成時
写真欄	建物 北面 完成時

○着手時と同じアングルで撮影すること

耐震改修工事施工箇所ごとの写真整理用台帳のひな形

写真欄	撮影箇所N o 着手前	○耐震改修工事施工箇所ごとに撮影すること ○撮影箇所N o は、平面図に明示した撮影位置番号と一致すること ○着手前、施工中、完成時はそれぞれ同じアングルから撮影すること ○補強壁が複数にわたる場合は、補強壁 1 つにつき 1 ページを標準に撮影する
写真欄	撮影箇所N o 施工中 仕様	○耐震改修の仕様をコメントに添えること ○使用資材の寸法などもコメント特記すること ○細部（金物の取付状況、ホールダウンの取付状況等）については別途写真整理台帳を作成すること
写真欄	撮影箇所N o 完成時	○助成（補助）対象とする仕上げまで完了した状態を撮影すること

基礎施工箇所ごと（該当工事がある場合のみ）の写真整理用台帳のひな形

写真欄	撮影箇所N o 着手前	○耐震改修工事施工箇所ごとに撮影すること ○撮影箇所N o は、平面図に明示した撮影位置番号と一致すること ○着手前、基礎配筋状態時、コンクリート打設時はそれぞれ同じアングルから撮影すること ○既存の基礎を入れて、床等撤去した状態で撮影すること
写真欄	撮影箇所N o 基礎配筋状態	○配筋の径、種類、ピッチ等スケール等あてて撮影すること ○配筋の径、種類、ピッチ等コメント特記する ○できれば黒板を入れて撮影すること
写真欄	撮影箇所N o コンクリート打設（型枠脱却時）	

細部（金物の取付状況、ホールダウンの取付状況等）写真整理用台帳のひな形

写真欄	撮影箇所N o 取付状況	○耐震改修工事施工箇所ごとに撮影すること ○撮影箇所N oは、平面図に明示した撮影位置番号と一致すること ○端部等拡大した状態を取付部位種類ごとに撮影すること ○使用資材の寸法などもコメント特記すること ○できれば認証マーク、規格等マークが入るように撮影すること
写真欄	撮影箇所N o 取付状況	
写真欄	撮影箇所N o 取付状況	

使用資材写真整理用台帳のひな形

写真欄	構造用合板	○認証マーク等が見えるように積み上げた状態で撮影すること ○使用資材の寸法などもコメント特記すること
写真欄	金物類	○使用する金物は、並べてすべて撮影すること ○規格等わかるように箱も撮影すること ○使用資材の寸法などもコメント特記すること
写真欄	筋違等使用木材	○使用資材の寸法などもコメント特記すること

家具の転倒防止対策に関する実施計画説明書

年 月 日

市長 様

工事監理者（木造住宅耐震相談士）

氏名 印

登録番号

耐震改修工事に併せ、次のとおり家具の転倒防止を行います。

補助対象者（申請者）					
建築物の所在地					
転倒防止対策が必要な家具の種類及び数量	種 類	たんす		食器棚	
	台数及び場所	居間	台	居間	台
		寝室	台	寝室	台
			台		台
			台		台
転倒防止方法					
使用金具等	名 称		数 量	使用箇所等	
	L字型金具				
	ポール式金具(つっぱり棒)				
	木ねじ、ビス				
	ワイヤー、チェーン				
その他 注意事項等					

【添付書類】

◇ 家具の種類、位置を記入した平面図

年 月 日

市長 様

申請者住所

申請者氏名

印

岐阜県が行う他の助成金、資金貸付及び利子補給等受けていない旨の誓約書

今般、私は下記木造住宅について、貴市の助成（補助）制度を利用して耐震改修工事を実施するにあたり、岐阜県が行う他の助成金、資金貸付及び利子補給等を受けていないことを誓約いたします。

記

耐震改修工事を実施する木造住宅の所在地	
耐震改修工事を実施する木造住宅の所有者の住所氏名	

別表

住宅耐震改修証明申請書

申請者住所
電話
氏名
家屋の所在地

印

上記家屋に係る住宅耐震改修が完了した日
年 月 日

イ 上記家屋が(1)の要件を満たすこと及び当該家屋に係る住宅耐震改修（租税特別措置法第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修をいう。以下同じ。）の費用の額が(2)の額であったことについて証明願います。

(1)	住宅耐震改修をした家屋であること		
(2)	(イ) 当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額		円
	(ロ) 当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無		有 無
	「有」の場合	交付される補助金等の額	円
	(ハ) (イ)から(ロ)を差し引いた金額		円
	(ニ) 当該住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額		円
	(ホ) (ハ)又は(ニ)のうちいずれか少ない金額		円

ロ 上記家屋において、地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修が行われたことを証明願います。

住 宅 耐 震 改 修 証 明 書

上記家屋が(1)の要件を満たすこと及び当該家屋に係る住宅耐震改修の費用の額が(2)の額であったこと
又は上記家屋において地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する
耐震改修が行われたことについて証明します。

証 明 年 月 日	年 月 日
-----------	-----------------

証明を行った地方公共団 体の長	印
--------------------	---

(用紙 日本産業規格 A4)

備考

- 1 住宅耐震改修証明申請書の{ }の中にはイ又はロのいずれについて証明を申請するかに応じ、該当する記号を○で囲むこと。(イ及びロの両方について証明を申請する場合は両方の記号を○で囲むこと。)
- 2 イの表中(2)(イ)の欄は、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第26条の28の4第2項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して住宅耐震改修の内容に応じて定める金額を定める告示(平成21年国土交通省告示第383号)に基づき住宅耐震改修の内容に応じて算出した金額の合計額(当該住宅耐震改修を行った同項に規定する家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるものである場合又は当該家屋が共有物である場合には、当該金額に、当該住宅耐震改修に要した費用の額のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額)を記載すること。
- 3 イの表中(2)(ロ)「当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された住宅耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。
「有」の場合の「交付される補助金等の額」の欄には、当該住宅耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。
- 4 イの表中(2)(ニ)の欄は、租税特別措置法第41条の19の2第2項の規定に基づく当該住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額を記載すること。